明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八一）　一
〔告示〕
○原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業二四一）　四
○石油の備蓄の確保等に関する法律第三十二条第一項の規定に基づき石油販売業者が組織する団体を指定する告示（同二四二）　四
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（同二四三）　四
〔公告〕
官庁
基本測量関係事項関係　五
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人農業者年金基金平成二十三事業年度決算等、独立行政法人平成二十三年度・事業年度財務諸表（酒類総合研究所・交通安全環境研究所・海上技術安全研究所）、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事開始変更、石炭鉱業年金基金平成二十三年度決算等、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

## 省令

### ○経済産業省令第八十一号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の施行に伴い、及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十九号）の規定に基づき施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　石油輸入業の登録等（第二十七条―第三十一条）
第一節　石油輸入業の登録（第二十七条―第三十一条）
第二節　石油精製業等の届出（第三十二条―第三十四条）
第四章　雑則（第三十五条―第五十三条）」を「第三章　災害時石油供給連携計画の届出等（第二十六条の二―第二十六条の九）
第四章　石油輸入業の登録等
第一節　石油輸入業の登録（第二十七条―第三十一条）
第二節　石油精製業等の届出（第三十二条―第三十四条）
第五章　国家備蓄石油（第三十四条の二―第三十四条の五）
第六章　勧告等（第三十五条―第五十一条）
第七章　雑則（第五十二条）」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

### 第三章　災害時石油供給連携計画の届出等

（災害時石油供給連携計画の届出）

第二十六条の二　石油精製業者又は石油販売業者は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項の規定により、災害時石油供給連携計画（以下「連携計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に届け出ることができる。

（連携計画の記載事項）

第二十六条の三　連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　連携計画を作成する石油精製業者又は石油販売業者（以下「連携計画作成者」という。）の氏名又は名称及び住所

二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所の名称及び所在地

三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所の名称及び所在地

四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量

五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量

六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置

七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置

八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置に要する費用

九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置に要する費用

十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施する時期

十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施する時期

十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施する体制

十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施する体制

十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者の氏名又は名称及び住所

十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者の氏名又は名称及び住所

十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置

十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置

十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

二十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

二十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

二十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

二十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

二十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

二十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

二十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

二十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

二十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

二十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

三十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

三十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

三十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

三十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

三十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

三十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

三十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

三十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

三十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

三十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

四十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

四十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

四十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

四十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

四十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

四十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

四十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

四十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

四十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

四十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

五十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

五十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

五十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

五十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

五十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

五十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

五十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

五十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

五十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

五十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

六十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

六十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

六十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

六十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

六十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

六十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

六十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

六十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

六十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

六十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

七十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

七十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

七十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

七十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

七十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

七十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

七十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

七十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

七十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

七十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

八十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

八十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

八十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

八十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

八十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

八十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

八十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

八十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

八十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

八十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

九十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

九十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

九十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

九十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

九十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

九十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

九十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

九十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

九十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

九十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百二十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百二十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百二十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百二十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百二十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百二十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百二十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百二十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百二十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百二十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百三十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百三十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百三十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百三十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百三十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百三十五　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百三十六　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百三十七　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百三十八　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百三十九　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置に要する費用

百四十　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百四十一　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する時期

百四十二　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製油所又は油槽所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百四十三　連携計画作成者が石油販売業者である場合にあっては、その販売所において災害時に供給することができる石油の数量を増加させるために講ずる措置を実施するに当たり、連携計画作成者以外の者に協力を求めるときは、その者が講ずる措置を実施する体制

百四十四　連携計画作成者が石油精製業者である場合にあっては、その製